



医師にとっての参院 “戦” ～地獄の釜の蓋が開くお話～

中央区東支部 富澤明弘

政策委員の任期が3月までなのに、5月号のオピニオンが当たっており、何かの間違いだらうと思っていたら、5月までは前任者がやるんです、と……！

政策委員会のメンバーからは、打ち上げでネタにされながらの再登板ではある。

ここで一首、

政策部 やっと終わって オピニオン

原稿依頼は やめてからまし

(辞めてから。…マジ!?)

もう抜け殻状態なんです、「俺は選挙は関係ない……」という先生が、私の支部にもまだ大勢おられまして……。政策委員の声が小さかったことを反省しつつ、特に「誰々に投票しましょう」というのでなく、夏の参院選が我々医師にとってどういう意味を持つかについて書いてみます。これから北海道が大変なことになるという時に、棄権はありえない。「聞いてないよ～」と言われぬよう、言っておきたい。

小泉前総理による構造改革は、景気回復などで一定の評価はあるものの、格差社会を生み大きな影を落としています。現在、良いか悪いかは別として、道路、教育、労働、公務員、各界を上げて戦っているところです。

医療も例外でなく、いや、最も歪が顕著に現れた分野になっています。官邸主導の医療制度改革は、“徹底的医療費抑制”を“医療費の適正化”と称し、幾多の案を成立させました。中でも“医療費適正化5カ年計画”は、都道府県ごとに医療費の計画を立て、5年後検証、目標に達しない場合、各都道府県が自ら診療報酬の改定ができる＝(イコール)ペナルティーを科す(!)というものです。

北海道は一人当たりの医療費が全国で2番目に高く、老人医療費はトップ。その面積・地域性・経済力からみて全国水準達成はほぼ困難。とすれば、本道だけが、1点10円の診療報酬が1点9円になったり、窓口負担の増加等も現実味を帯びてきます。更に、医療制度改革関連法案やそれを基にこれから作られる政省令には、既に決着がついたはずの“混合診療”、“株式会社(医療参入)”、“保険免責制”、“包括診療”、“(医療費)総枠規制”などが、悪霊のごとく、続々甦ろうと、現に今、議論されています。

これら無節操な改革案の導入を阻止する防波堤(神の御札?)となるのが、与党でさえ抵抗勢力として封じ込めた小泉流の中、法案成立時に参議院厚生労働委員会ですり込ませた『附帯決議』^⑩です。21項目からなり、国民皆保険の堅持や地域医療を担う関係者(先生、あなたのことです!)の意見をよく取り入れると書いてあります。ただし、この附帯決議、法的拘束力はないんです!……ということは、選挙の結果でどうにでもなる!従って、この附帯決議が今度の選挙の争点です!!

附帯決議に強い効力を与えたいならば、投票という行動において支持を表明しなければならぬし、そう認められるためには、ある程度のまとまった票が必要であろう。逆に“混合診療”賛成の方もおられますし、“保険免責制”OK、“包括診療”上等、“株式会社”望むところヨ、という方は候補者の公約を見て投票することになるでしょう。現場にある医師は、将来の医療制度にも少なからず責任がある、とすれば、この附帯決議に賛成か反対かを表明するという一点において、夏の参議院選挙、必ず投票

していただきたい。この附帯決議の扱いひとつで、我々医療関係者に甚大な影響があるばかりでなく、全国民の安全・健康にも関わる大問題である。

余談ですが、今の選挙、“どの候補に何処の県、市で何票入ったか” 正確にわかっちゃうんですよネ……。道が独自の診療報酬を打ち出し、それが多くの医療者にとって容易に受け入れられない厳しいものであった時、仮にチカラもパイプも失った札幌市医師会（または道医）が、（各県医師会で利害に差が出るから）日本医師会をまとめられず、（地方の問題であると

して）国会議員も動かない、附帯決議も無視される、と立ち往生したとすれば、「知らなかった～」じゃ済まされない、これは参院選の結果であり、我々医師の選択だった、ということです。

㊦：正確には、「健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

（本田眼科）